

明末清初，長江デルタにおける棉作と水利(一)

川勝，守
九州大学文学部

<https://doi.org/10.15017/24522>

出版情報：九州大学東洋史論集. 6, pp.77-90, 1977-10-30. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利（一）

川 勝 守

目 次

- 一、はじめに
- 二、明末における棉作の展開
 - (I) 棉作と地主佃戸関係
 - (II) 棉作と専制国家権力（以上、本号）
 - (III) 棉作と商業資本
- 三、棉作の展開と水利共同体の変質
- 四、結び

一、はじめに

揚子江デルタの河口附近、上海・松江・嘉定・太倉・崑山等の地方は、元初に棉種の伝来が行なわれて木棉栽培が普及し、明代には一層の展開をみて棉花を原料とする織布業が農村工業として盛んになった。かかる中国初期棉業ならびに棉

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

作の歴史的性格の究明を意図した研究として、我々はこの西嶋定生氏の一連の業績⁽¹⁾を持つ。西嶋氏によれば、初期棉業、棉作の性格は、商品生産と規定されるが、この商品生産なるものも農家の副業、家計補充的性格に強く規定されるものであったという。その際、副業とか家計補充といった農家経済に関わる用語が何故に使用されるのかと言えば、土地制度との関わりからであるという。ただし、この土地制度は二つの面から考察しなければならぬ。第一は、当時の地主・佃戸関係、その具体的表現たる佃租収奪の問題、第二は、第一の地主・佃戸関係の基底に存在する国家権力の問題、そしてその具体的表現としての過重田賦の問題である⁽²⁾。そして西嶋氏の研究にあつては、棉作にしても棉工業にしても、旧来の土地制度との関連における家計補充的性格は、これを容易に脱却することはできなかつたと結論されている。ところで、西嶋氏の中国初期棉業に関する諸理解については、その業績

が公表された直後の波多野善大氏の批判(3)を始めとし、幾多の批判新見解の提起がなされている。(4)しかしながら、そのような幾多の批判がなされても、棉作・棉工業が二面的意味を持つ土地制度といかなる関連を持つかの問題は依然として解決していない。本稿は、西嶋氏の研究、及びその後に関開した学説の発展を踏まえながら、それら先学の所説の驥尾に附し、若干の追加を試みんとするものである。ただし考察はさし当り棉作経営の部門に絞られるが、それは、棉作の方が棉工業に比し、農業的側面をより多く持つのは言うまでもないが、当地の棉作は水稻作から転換したものが多かったのだから(5)、この転換の必然性を考えることで農村社会の発展が位置づけられるかも知れないと考えたからである。

さて、ここで考察に入る前に、上海・嘉定・太倉等の地域に木棉栽培が盛んになったという理由について西嶋氏の理解(6)を確認しておこう。氏によれば、これらの地域は、土地高仰で水利の便が悪く、灌漑農作業には多くの労働力を要し、水田稲作は労多くして功少なく、また浜海斥鹵の地域では塩性土壌のゆえに稲作に不適であった。かかる稲作にとって不利な諸条件を克服するものが棉作であり、その諸条件はそのまま棉作の立地条件であったという。また、西嶋氏は、明末の状態では、上海県の全耕地の約五〇%、太倉州の約七〇%、嘉定県のごときは実に九〇%弱が棉作地として耕作されていた

たとし、かかる棉作地帯においては、一部は水稻と輪作するばあいもあるが、おおむね棉花を連作し、このばあい棉作業者は完全な商品生産者であったとみる。ところが、この地帯の原料生産としての棉作は、棉工業に対する独占的原料提供者とはなりえず、北方諸省からの棉花販入によって独占的利潤を抑えられていたともいい、これが先の棉作の立地条件と関連すると、立地条件に合わぬ地域、つまり松江府の西郷地方などの低郷においては、むしろ棉作より稲作の方が有利であることを意味していたという。

明末において太倉の地は、その約七〇%が棉作地であったとされるが、それも、崇禎『太倉州志』(7)卷五風俗志流習に、州割自三邑、土風亦因而分。

自城而東距于海。其田畝鍾。其種宜木棉麻薯。其民微重而矜節。

自南鄉而東距于海。其田上中錯。其種宜木棉。其畜雞魚。其樹宜竹。其民慄慄而懷急。

自北鄉而東距于海。其田中下錯。其種宜木棉。窪者宜稻。其畜魚与羊。其樹宜木。其民濶達而足智。

とあるように、太倉州のどの地域においても木棉栽培が行なわれたのである。従って、同『州志』(8)卷十芸文志、文徵、王在晋「水利説」に、

邇年郊原四望、遍地借棉。

と述べるように、明末には見渡す限り棉花畑となっていたのである。

ところで、かかる太倉地方の棉作の展開に関して、壬午（崇禎十五年一六四二）冬日の日付のある崇禎『太倉州志』の凡例は、

余謂、邑乘所重、当国究利病、酌核源流。如州地未必不
宜稻。承佃人偏種棉花。庫米価騰貴、田主強責佃種稻。

又惜工本、不倡率開河。小民厚水実難。且河道尽塞、無
水可厚。如再泄泄、数年後、將不知所底。故一篇三致意。

と記す。凡例には一般に編纂の体裁や内容の主旨などを記したものが多し。右の凡例に記したところによって、知州錢爾樂、州人張采が方志の出版によって何を主張したのかを窺うことができるであろう。ここで注目される内容は、まず第一に、棉作を行なっているのは明確に佃戸であるとされており、その際土地の条件が必ずしも稲作に不適というわけでもないのに佃戸の方が棉作を強行するという。第二に、ところが米価が騰貴すると、地主は稲作を佃戸に要望するようになった（がそれは実現しない）。第三に、田主は（水利工事のための）工本を出すのを惜しみ、開濬に協力しない。小民の厚水（灌漑）も実に難しい。かつ河道は塞がり、水利の便は悪くなっている。となれば、棉作が展開する条件はますます備わってしまう。以上が『州志』の凡例が伝える「一篇三致

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

意」の内容であるが、これは明代の棉作経営の実態を知る上で極めて重要な意味を持っている。そこで以下、本小稿は右の凡例の一文に示された三点について節を分かって検討していこうと思う。

二、明末における棉作の展開

(1) 棉作と地主佃戸関係

崇禎『太倉州志』の凡例に、上述のごとく、「州地の如きは未だ必ずしも稲に宜しからざるにはあらず。承佃人偏く棉花を種う」とあったが、このような叙述は、棉作よりむしろ稲作の方が望ましい、とりわけ佃戸が棉作を行なうことは宜しく思わないといった印象を与える。この点について『州志』の別の叙述箇所をみてみよう。まず、『州志』卷十 瑣綴志、災祥に、

采按……大水旱他邑同。若風潮惟綿花敗。而州地宜稻者、亦十之六七、皆棄稻襲花。

とあって、稲作に適する地が十のうち六・七割もあるも、その地は皆水稲作から棉作に転換しているといい、また、『州志』卷八 賦役志、秋糧には、

肅衆論漕糧曰、州地高阜、水利不究。佃人挾便私而罔公上、喜樹木棉。每畝輸租七錢贏得過當。雖嚴禁之、不可

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

止。

とあり、佃戸は自分の利益のみを図って木棉を植えるのを喜んだのであるが、その際畝ごとの佃租は七銭あまりにしかならず、そこで棉作を蔽禁しようとしたが、止めることはできなかった。そうした佃戸の棉花栽培の結果、『州志』四学校志、学田に、

愚謂、当履畝、準民間田起租。亦如民間花稻兼収。婁佃
凶奸匿、多種木棉。即有秋佃不踰一兩、所入不足当稅糧。
于是、田主約上田七分米、花三之。甚下亦納米三分。米
科本色、花視歲収等殺、則徵學租有法。

とあるように、学田の収租にあたっては、民間の収租に準じて、棉花と稻米との両者を兼ねて収めることとするが、婁(太倉)の佃戸は奸匿を図り(自分の取り分を多くしようとして)、多く木棉を植えて、佃租には棉花をあてる。そこで秋収時の地主の取り分は畝ごとに一兩(先掲史料「秋糧」には七銭とあった)にみたく、それでは(米を基準とした場合の)税糧にも当らない。そこで地主は、上田で七分を米、三分を棉花と割合を決め、甚だ下田なるも三分の米は確保するとし、米を佃租の本色基調にしたいという。そのためには、実は次のような点も考慮されていた。『州志』五卷風俗志、物産、附早稻に『州志』の編者張采は、

采按、州地高仰、又不利不修。若寬得早稻種。歲給承佃

人、治岡身地。苟畝獲半石、已倍棉花矣。

と述べ、地の高仰にして水利修らないところには、日照りに強い早稻種をもとめたら、これを承佃人に給するがよく、それが畝ごとに半石も収獲できれば、すでに棉花の収入に倍すであろうという。ところで、畝ごとに早稻米半石の収獲は、果して同面積当りの棉花収獲よりも有利なのであるか。これの検証を行ってみよう。崇禎十五年当時の当地方における米価と棉花価格などについては、西鳴氏が算出している。(9)これによれば、騰貴した価格が石五兩とあるから、米半石の価格は二・五兩程度、他方棉花の価は、まず一畝当りの収獲を八十斤として、〇・四一〇・四八兩である。これでは明らかに米作の方がはるかに有利となる。ただ、一石五兩とというのは暴騰価格であって、後二・三兩を常とすとあるから半石は一・一・五兩となり、また棉花八十斤の価格も〇・四一〇・四八兩は暴落時の価格であって、少くとも一兩を下ることはないと考えられるので、結局のところ、畝当り早稻米半石と棉花収入とどちらが有利かはわからないのである。ただし、地主層が崇禎十五年の時点という極めて局限的かつ例外的ともいえる特殊な状況をことさら取り上げることによって、佃戸に対し米作の有利さを納得させ、棉作から米作への再度の転換を追っているという点は確認しておく必要がある。ところで、西鳴氏は、この地帯に花租という言葉が方言化

するに至るまで、その慣行が広く行なわれたことに注目し、この花租の存在から、棉花は現物納として佃戸から田主に納付されそこに大量に集積されて、商品化にともなう利潤は、⁽¹⁰⁾またしても生産者を潤すことなく、大土地所有者の懐中に流入したとす⁽¹¹⁾。ところが、本稿でこれまでみてきたように地主が佃戸に対して、棉作から稲作への再転換を望む場合が、明末のある時期顕著にみられる。なお、もう一点つけ加えれば、既掲史料のなかで『州志』^卷八賦役志秋糧の錢肅樂の言の中に、「佃人挾便私而罔公上、喜樹木棉。每畝輪租七錢贏得過当。雖嚴禁之、不可止。」とあり、佃戸は木棉を樹えただけで、毎畝の輪租は七錢あまりにしかならず有利であり、これを嚴禁するが止めることはできないというが、この点から現物納でも、佃租としての棉花の数量が定額化していたことを前提として、それが棉花価格の変動によってはるかに安くなるばあいが生じたとも考えられるのである。なお、上述の錢肅樂はその続きに、

以故士大夫及富家、多蓋藏。陳陳相因、木棉遂為天下饒。といひ、士大夫（郷紳）や富家には木棉（棉花）が多く集積されたという。また、先掲『州志』^卷四學校志、学田にも「婁佃凶奸匿、多種木棉。即有秋佃不踰一兩、所入不足当稅糧。」といひ、棉花の佃作のばあひ、その租佃は一兩にもみたず、稅糧分にも当らないという。こうしたばあひも、棉花價格の

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

下落と米価騰貴とを前提的条件として考えない限り説明されないであろう。かかる棉花價格の下落とそれに相反する米価の騰貴とは、いかなる事情によるのかは、次節以下で検討することとしたい。ここではさし当り、棉花價格が下落することによって地主の取分が減少し、従って、佃戸に棉作から米作への再転換を望むという事情があり、この事情から判断して、当時の納租形態が、棉作のばあひには棉花の現物納が一般的であって、貨幣地代の形態でもなければ、あるいは同じ現物納でも米穀の形（つまり佃戸農民は棉花売却の代金をもって米を購入して納租した）ではなかったことが確認されるのである。この点、はやく波多野善大氏が西嶋氏の労作に対して抱いた懸念⁽¹¹⁾は、ある程度解決されるのではないかと思われる。従って、西嶋氏が引く、崇禎『松江府志』^卷十、田賦三所載の「徐文貞公与撫按論均糧書」に、

其東郷、…：間有以花荳代租、如十四五保者焉。

とあるのは、確かに地域の特長事情を示すものには違いない（ただしその地域性は、水田稲作地としての条件がすぐれた西郷と対比していることは明らかである）が、それ故に、棉花をもつての現物納は波多野氏が理解されたように例外的な形態であったとは断定できぬこととなる。

なお、「以花荳代租」という記述は必ずしも諸書に多くみられるものではないが、これもやはり西嶋氏が引く⁽¹²⁾ころの

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

熙康『嘉定県志』^四卷物産に、

今佃戸雜種諸豆於棉花兩溝之旁。若棉花或敗、猶得豆以抵租也。

とあって、棉花栽培が不作のばあい、豆がその代替納租物品となったとあり、これはまた崇禎『太倉州志』^五卷風俗志、物産の豆の項にも、

豆有黃・青・黒三種。……州岡身種豆、収亦薄。惟東土所出、独壯美、絶勝他邑。争購作種。今佃雜植棉花兩溝旁。冀綿敗、得抵租。

とあり、棉花耕作地の両溝^(B)旁に豆を植え、「もし綿敗れば、租に抵てるを得る」といい、嘉定県志と同様な事態を伝える。ところで、一般に豆の収益は少なかったとされ⁽¹⁴⁾、右の『州志』の一文にも薄いといっているが、太倉州の豆は他にくらべ極めて良質であり、従って購を争って作種したとあり、豆作も副次的ながら農家経済にとっては重要な収入源であったことが確認される。なおそのばあい、右文のように太倉地方の豆が良質であることを特記することから考えて、「抵租」とは、文字通り豆そのもの（棉花も同様）が佃租物品とされたこと一応は考えられる。一応は、としたのは、「購を争って」とあるのを、佃戸農民が全ての生産物を販売し、その代価を、もしくは代価で購入した米をもって、佃租に抵てたという意であるならば、波多野氏の指摘のごとくになる可能性が存在するか

らである。この点の確認は、先にもどって、やはり地主が棉花栽培（それにとまなう豆作）より水田稲作の方を望むという事情の理解を必要とするようである。次項はこの点に焦点をあてる。

④ 棉作と専制国家権力

まず、明朝法則の上で棉作がどのように扱われたかをみよう。

明代における棉作の普及に重要な意義をもつものは、太祖洪武帝の栽培奨励であるとされる⁽¹⁵⁾。太祖はすでに即位の四年前、乙巳（至正二十五年一三六五）六月乙卯の日に次のような政令を下していた。『明実録』同年月日の条には、

下令。凡農民田五畝至十畝者、栽桑麻木棉各半畝。十畝以上者倍之。其田多者、率以是為差。有司親臨督勸惰、不如令者有罰。不種桑、使出絹一疋。不種麻及木棉、使出麻布綿布各一疋。

とあり、これにより太祖は、はやくから木棉栽培に関心を示し、その奨励を意図していたことが知られる。この令は、西嶋氏によれば、その対象範囲は、当時の朱元璋の勢力範囲たる応天府を中心として東は江陰にいたり、西は江西の南昌、北は鳳陽府にいたるものであり、ゆえに、この令は中国全土に対して下されたものではなかったが、注意すべきことは、（県官の）監督と（非栽培者の）罰則をとともなった強制的

意味がふくまれていたことで、その効果も単なる奨励よりは著しかったという。なお、鶴見尚弘氏によれば、「このことは、国家が自給自足的な自作農の育成を意図していたことを示すものであるとともに、およそ農民経営を農業と家内工業との結合として国家が把握し、農業生産物と同時に、生糸・絹・布などの家内工業生産物をも収奪の対象としていたことを示すものである。」¹⁶⁾という。ただし、ここでは、まず栽桑が第一であり、その他、麻ないし木棉の栽培が意図されたのであり、しかも後二者については選択的である。しかしいづれにしても、右の政令は、太祖が自給自足的な自作農の育成をめざした政策の一環であることは言うまでもなからう。

さて、つぎに『明実録』洪武元年夏四月辛丑朔の条に、
中書省奏。桑麻科徵之額、麻畝科八両、木棉畝四両。栽桑者以四年育成、乃徵其租。從之。

とあって、洪武帝即位の元年（一三六八）に、木棉は中国史上はじめて賦税として取扱われることとなったといわれる。その後の展開については西嶋氏の研究⁽¹⁷⁾にほぼ言い尽されているのであるが、それによれば、法制の上では、木棉に関する税の徴収地を綿花地と称し、また綿花地の地畝の大小により本色として徴収された棉花を地畝綿花絨と称したという。ところで、右の洪武元年の税額は、木棉についていえば、畝ごとに四両であり、この四両という数字は西嶋氏の試算によれ

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

ば、一斤十六両、畝当り八十斤の収穫として、実に収穫量の百八分の一弱に当り、棉作地に対する課徴率はきわめて低率であったことになり、それで西嶋氏は、右もまた栽培奨励策の一環として理解すべきであるという。このような奨励策は、洪武年間を通じてみられた。その中で注目されるのは、『皇明制書』^卷九所載の洪武三十一年に刊行された「教民榜文」四十一条のうちの第二十九条に、木棉栽培の奨励監視が里長や里老人の手に委ねられていることである。つまり明朝専制国家の農村支配の根幹たる里甲組織そのものが、あるいは罰則規定の運用までまかされ、木棉などの栽培の奨励機関ともなっているのである。

ところで、明初の棉花地の税額はその後どのように変化したのであろうか、また棉花を本色とする土地には地目の上で、またその土地の原額面積の上で何らかの変化が起きたのであろうか。これらの点については、西嶋氏の研究は必ずしも明確ではない。もっとも、氏にあっては宣徳八年の、周忱の加耗折徴例に始まる折徴の開始を重視し、本色において棉花地であるものというより、折徴折色において事実上棉花地になっているものをより考慮している⁽¹⁸⁾。この点は西嶋氏が引くように、松江府のばあい、折徴が始まって棉作、棉工業が盛んになったと指摘する史料のあることからみても、妥当な理解であると思われる。いづれにしても、宣徳八年以後、棉布は

松江府一帯の国家徴収物品の大宗であったが、その後棉布は再び折色され、銀納化された部分が次第に増す。そのばあい布解(解戸)なる役に当たったものが、官から銀を支給されて棉布を購買し、それを北京へ解送することとされた⁽¹⁹⁾。かかる明末の布解のあり方から、本色にせよ、折徴にせよ、松江府の棉布棉花生産は、たんに現物形態による輪租手段として踴躍するのみではなくて、ついに完全なる商品生産としての性格を獲得するにいたったことをみてとることができる⁽²⁰⁾、と西嶋氏はいう。

ところがここに、当地方、これは松江府に限らず、南直隸の蘇州・常州兩府、浙江の嘉興・湖州兩府にしても然りであるが、いわゆる白糧(漕糧)という徴収物品があり、これは明代一代現物納であったらしい⁽²¹⁾。まずこの現物納という点を確認しよう。崇禎『松江府志』⁽²²⁾卷一、田賦三「郡丞孫公応峴賦議」には、

所謂花荳者、不免坐待天時。若風雨咸若、則其收且數倍于苗。即以其所倍、買米辨糧、尚有余力。

とあり、天災がないかぎり花荳栽培の収益は稲よりも勝り、その収益をもって米を買い田賦を支払ってもなお余剰があったという。辨糧のために米を買っているのである⁽²²⁾。さて、例の崇禎『太倉州志』には、先掲のごとく「凡例」に、

承佃人偏種棉花。庫米価騰貴、田主強責佃種稻。

とあって、米価が騰貴したから、田主は佃人に種稻を強要するようになったといい、また、同『州志』⁽²³⁾卷十、芸文志、文徵、王在晋「水利說」には、

邇年郊原四望、遍地倍棉。種棉久則土膏竭、而腴田化為瘠壤。古來則壤成賦、婁土之毛、原不宜穀。十數万本色漕糧、從何措辦。水利通而歲時稔、或可給漕之半。一逢水旱蟲螟、民仰藉於轉糶。儻鄰封遏糶、束手無策。不取足於鄰、而欲遠販於江湖。此万分無聊之計、立斃一方之民命者也。

とあり、棉作の普及の結果、一つには地味を奪った⁽²³⁾こともあるが、他の重要な一面として、米穀による本色漕糧の弁納がもともと不足するところへ、さらに棉作によって悪い状態となり、漕糧の弁納のためには、他から転糶を必要としたというのである。なお、その糶米も、鄰郡の売り惜しみがあつたところから手に入れることができなければ、遠く江西や湖広の米の販売⁽²⁴⁾を待たなければならなかったという。右の記述からも、漕糧が現物納であったことは確認されよう。

ところで、他府県・他省からの米の購入にあたっては、米商人などの活動が想定されるが、『州志』⁽²⁵⁾卷八賦役志、秋糧附の「肅樂論漕糧」は先掲部に続いて、

木棉遂為天下餽。方盛時、不暇慮困阨。富商大賈、挾重賞、輾輪相厲。升斗之需、仰給市塵。勿為怪、故人飽於

花而饑於粟矣。比十三年、嘗(常)・填(鎮)兩郡旱、米価石三兩。

州中木棉倍収。櫛比叢生、望之如荼然。方是時、民苦漕甚、則何也。内之花不能出、外之粟不能入。各県厲禁、地棍乘機蜂起、金銭半委泥沙矣。

と述べ、太倉地方においては、木棉を売って米穀を買入れることは常態となり、ほんの僅かな米穀の需要も、他から来た富商大賈の市塵に仰給せねばならなかった。当地では棉花は過剩気味で、米は不足している。さきに崇禎十三年、隣郡の常州・鎮江兩府はひでりのため米価は石三兩にもなった。ところが、州では木棉が倍収の豊作で、価格が下った。そこで棉と外の米との取引のバランスは崩れ、民は漕米を手に入れるのに苦しんだ。各県は厳しく禁令したが、地棍コウツツが機に乗じて蜂起し、金を泥中に投ずるような状態であった。なお、「地棍乘機蜂起」については『州志』五風俗志、流習に、

州為小民害者、旧時棍徒、赤手私立牙店、曰行霸。貧民持物入市、如花布米麦之類、不許自交易、横主価値、肆意勒索、曰用錢。

とあるように、素手にもかかわらず勝手に牙行の店を立て、貧民が物品をもって取引きになると、棉花・綿布・米麦のよくな類については、その自由な取引きを許さず、取引価格を定めたり、また勒索を行なったりして生産者から金品をせびっているという。先の「肅案論漕糧」に言うところは、結局、

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

米価騰貴と棉花価格の下落に乗じて、地棍、棍徒がさらに棉作業者から、買ったたき、あるいは勒索の要求などによって、金銭をまきあげていることを示している。それでは州県の行政担当者は、右のごとき市場関係にどのように対応し、規制をすべきなのであろうか。「肅案論漕糧」の上掲部の続文には、

(張溥)(張采)

会郷約日、紳衿集諸父老以為言、天如受先兩先生倡言於衆。請凌道台急下令、禁毋遏糶。密捕首者、漕得濟。其明年旱、赤土如焚、災与他邑等。然而州困甚。大室持金錢貿然。何適中下之下、視田產如禍芽、薙去為快。非聖明蠲折渙發、漕事罔知攸濟。

とあり、要は、遏糶すなわち米の売り惜しみを法で禁止することであるが、その際注目されるのは、その遏糶の禁令の施行が、郷約の機会に復社の盟主たる張溥・張采以下の郷紳父老ともども提唱するところであるという形をとっていることである。なお、右引用の末尾に、朝廷に対し漕糧の減免を願う旨が記されているが、当時は、「明末無藝の徴」といわれる遼餉・練餉・勦餉等の加派が正糧に何割増しか、或は数倍するともいわれ、一般的に極めて重税の時期であったのである。しかもこれらの加派は、上掲文のやや後で、

方今近塞多事、遼練有加。往年加遼餉矣。因遼餉而有遼米矣。比年又加練餉、則練糧亦復加帶。始八升、繼四升。

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

朝廷曰、加帯米、則減遼折練折、毋胥虐也。然部算遼七錢、練八錢耳。而民間買米、一石三兩三錢。是又增二石有零。其軍旗綱司之使費不與焉。苟能不拘成例、令撫院焰時価報部鎖算。此於七省皆便、而積困之民尤易見徳。且毋使民有隱費而上不知者。

とあるように、遼餉・練餉の加派にはさらに、帯米なる付加米がつき、練糧については（遼米も同じか）始め八升、继而四升であった。これに対し、朝廷は帯米を加えたばあいには、遼折練折というように米銀交換レートを減じた。戸部の算定では、遼餉七錢、練餉八錢であった。この時民間の買米は一石三兩三錢であり、これまた後に二石に増し、つまり二石三兩三錢に減じることになったのである。ただし、これには軍旅等の運軍の費は入らない。そこで、成例に拘らず、巡撫をして時価に焰して戸部へ決算報告させたところ、皆是を便とした。右の処置の詳細は不明であるが、江南糧米の北送を確保するために、何らかの米価操作を行なったものと思われる。しかし、そのばあいでもなお、加派の増徴は江南の米の需給関係から民間米の騰貴を起したことは言うまでもなからう。と同時に、いわゆる米価操作がどれだけの効果をみせたか、甚だ疑問である。なお肅榮の提言の最後には、

次則水利。自楊林塩鉄等幹河外、其他支河、無慮百數、積沙煙鬱、勢若平陸。今誠訪嘗熟耿先達法、炤田起夫、

勿為勢免。炤夫給食、勿使工窳、則環州上下可成沃壤。然後下令邑中、高低下、悉種稷稻。毋曠土、毋逸事。違者有罰。此則十三萬之漕、不必販賣他郡、而大姓饒余賞、緩急足恃矣。此有司事也。嗟夫、予有司也。言也不能行、予罪也夫。

とある。幹河と言わず枝河と言わず水利工事をおこし、水稻の拡大を画り、当地における米穀の自給率を高めること、そこに狙いが込められた。そのばあい、例の常熟縣知縣臧橋が同県に万歴三三―四年に施行した方法であるところの、郷紳の優免を認めず、一律に田畝に徭役負担をかけ、實際の勞働力に照応した工食米・銀を給し、工事費の浪費をなくすこと、などの方式²⁵⁾を踏襲すべきであるという。それにしても、右でもやはり苦慮しているのは漕運十三萬石をいかに調達するかであろう。そのための農田水利の振興なのである。

以上、本項にみてきたところによって、明代最末期の崇禎十五年当時、地主層が佃人に水稻作付を強要し、綿作から稲作への再転換を強く希望したという理由は、直接には地主層が米穀の入手を確保しようと思図したためである。が、それは地主層は何故棉花などではなく米穀の入手を望んだかとなれば、それは単に米貴花賤という、商売ペース、損得関係のみの問題ではなかった。広く言えば、損得の問題であるが、やはり一つには、国家との賦役の収取関係に規定されていた。

現物納たる白糧・漕糧の負担は、米が貴くなり、絶対量に不足を来たせば、当然深刻な問題となるのである。もう一つは、米と棉花・棉糸・棉布との交換を握る商業・流通資本との關係に規定されていた。その際、地主層なり郷紳層なりが、固有の流通商業ルートを持ったり、或は、商人各階層との継続的かつ独占的な諸關係を取り結び、農村での、農民との取引は地主を通じた形でしか行なわれなかつたというのであれば話は別である。しかし、そうでなく地主なり郷紳が、ある点で自作農や佃戸層とも、取引の場で競合しようということになれば、当時の農村の生産物・商品のうちで、やはり安定的なのは棉花ではなく、米であつたと思われる。ただし、いかなる内容を考えるにしても、崇禎十五年と言えば、明朝滅亡の直前であり、各地に農民反乱が蜂起し、盜賊が横行するという政情・社会不安の状況のほかに、連年の水害、日照りによる凶作が続いて、食糧不足が極まつたとされる。蘇州に「食人」の習がみられたと指摘されるのであつた。従つて、棉花より米の方を、というのは、崇禎十五年時点の特殊な事態であるとするのも、一理があろう。この点に係つて、崇禎末、葉紹袁撰の『啓禎記聞録』卷二（文震亨撰『痛史』所収）崇禎十五年の項には

薪桂米珠、自目覩今歲之景、始信此語為不誣矣。逮至五月、二麥既登、豐穰異於常歲。多者每畝收二石、少者亦明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

不下石許。自是値亦漸減。春間、小麦每升踰六十文。至是減半。吳中田畝、無麥租之例。祇因去冬多全白、賠糧太甚。今夏麥又大稔、諸大家徧為新例。凡旧歲田禾時而荒者、每畝索麥租斗、誠不得已而然、而鄉民亦遂輸麥、無不奉令者。

とあり、ここには、蘇州地方における麦租の例が崇禎十五年に始つた経緯の説明があるが、注意すべきは、この歳が二麦の収穫が豊穰であり麦価も低減したという状況にもかかわらず、諸大家（郷紳・地主）は麦租を定例としたという点である。しかし、この麦租定例化の前提としては、去冬について「賠糧太だ甚し」といつており、やはり地主側が糧米徴達に困しんだ点を一要因としている。なお、右の事例もまた崇禎十五年というのであれば、ますますこの年の特殊な事情が考慮されねばならないことなるうが、にもかかわらず、次の一点だけは確認しておかねばならない。それは、当長江デルタにおいては、農業生産の諸形態（棉作とか二毛作とか）にしても、それらが具体的にとり行なわれる生産關係（地主佃戸關係）にしても、いずれにしても専制国家権力の関わりはこれを否定できないのである。なお、付言すれば、麦租の定例化とは、正しく地主収奪の強化であり、しかも従来認められていない麦（これが直ちに裏作全体と言えるかは疑問であるが、麦が裏作中の最大最重要なものであることから、その

理解の可能性は大である)への佃租科派であれば事は重大である。佃戸層はどのように対応したのだろうか。ともかく、麦租は爾後、十九、二十世紀まで継続される。明極末の崇禎十五年、ドサクサに紛れて地主収取の強化が画られたのであろうか。ただし、右の点の正確な理解をするためには、やや材料が不足しており、今後の課題としなければならぬ。

本項にみて来たところを整理しよう。明初にあっては、棉作は国家の奨励を受け、里甲制度によってその栽培奨励は担当されていた。やがて棉作、織布業の広範な普及・展開とともに、国家収取物品としての棉花・棉布は大きく発展し、かつ変質した。明末の政治的動乱の下、食糧不足が懸念されると、棉花より米穀を、という声は地方官レベルでも挙げるのであった。

註

(1) 西嶋定生著『中国経済史研究』(原、東京大学文学部研究報告第二、一九六六)の第三部、商品生産の展開とその構造、所載の以下の各篇。年度は原載年次。

(2) 「十六・十七世紀を中心とする中国農村工業の考察」

(3) 「一九四八」、(4) 「明代における木棉の普及について」

(5) 「一九四八」、(6) 「中国初期棉業の形成とその構造」(一九四九)、(7) 「中国初期棉業市場の考察」(一九四七)。

ただし、西嶋氏の一連の研究が前掲書に集成された時点

(一九六六)で同書には「補記」が付され、氏の研究がはじめ公表された時から、右の時点に至るまでの間に、西嶋氏の研究に対して行なわれた批判・新見解の提示、あるいは関連する新問題の開発などについての氏の所感が述べられている。

(2) 特に「補記」(前掲書、九〇四頁以下)参照。ただし、ここに窺えるところの西嶋氏と佐伯有一氏等との考え方の微妙なズレが、西嶋氏の所説に最初に批判を加えた波多野善大氏と西嶋氏との間にも存在したか否かは不明である。

(3) 「中国史把握の前進―西嶋定生氏の研究成果について―」(『歴史学研究』一三九、一九四九年)。

(4) その文献リストは、前註(2)の「補記」に尽されている。ただし、特に、佐伯有一「日本の明清時代研究における商品生産評価をめぐって―その学説史的展望―」(『中国史の時代区分』一九五七年)参照。

(5) 中国史における棉作技術の問題については、天野元之助『中国農業史研究』(御茶の水書房、一九六二年)第二編栽培篇、第二章棉作の展開、も参考とすべきである。

(6) 西嶋前掲書、七四五―八頁・八二〇―三頁参照。

(7) 旧北平図書館所蔵本。東洋文庫のマイクロ焼付本による。なお、この方志の編者等については、各巻の巻頭などに、

甬上錢爾樂虞孫定

州人張采南郭輯

とあり、また序・凡例の日付は、壬午（崇禎十五年）冬日とある。ところで、右の州人張采は、字受先、崇禎元年の進士で、かの張溥、字天如とともに両張と称され、ともに復社の中心となる。なお、州志作成の崇禎十五年の前年に張溥は死んでおり、張采が残って太倉郷紳の代表格であったと思われる。なお、錢肅樂は、寧波鄞県人。崇禎十年進士で太倉知州となり、十五年去任。その後一時官を離れ帰郷したが、清兵の南下に応じ起兵し、南明政権の魯王に仕え、右僉都御史から内閣大学士となる。著に正氣堂集、南征集等あり、ともに『四明叢書』第二集所収の『錢忠介公集』に収む。

⑧ ただし、厳密に言えば、この凡例には、

壬午冬日 州人南郭張采謹識

とあり、「余」とは張采をいうようであるが、本文中では特に錢肅樂の言のばあいには「肅樂按」とあり、張采のばあいも「采按」とあって、「余」などという表現はあまりない。従って「余」とは必ずしも張采のみをさすのではなく、錢肅樂のことも指す（あるいは郷紳張采が知州錢肅樂の代言をしている）とも考えられよう。

⑨ 西嶋前掲書、八二七—三六頁参照。氏が拠ったのは、主として清代康熙中葉の上海の人、葉夢珠『閩世編』七卷食貨

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

一 および食貨四である。西嶋氏が米価と棉花価格とを対照して確認した重要な点は、市場に出る棉花が実棉であって、脱核棉花（繰棉）ではないという点である。氏は、この点から棉作経営が余裕のない零細経営であったとみるが従うべき見解であろう。

⑩ 西嶋前掲書、七四八頁・八三五—六頁参照。この点には波多野前掲論文の批判があつて、適切である。

⑪ 前註⑩参照。

⑫ 西嶋前掲書、八二六頁。

⑬ 天野元之助氏（前掲書、六一六頁）は、これを「カマボコ型の畦の両側に、豆のうえられたことを物語っている」とする。

⑭ 西嶋前掲書、八二一頁参照。

⑮ 西嶋前掲書、七五六頁以下参照。

⑯ 鶴見尚弘「明代における鄉村支配」（岩波講座『世界歴史』12、一九七一年）六一頁参照。

⑰ 西嶋前掲書、七五—九頁参照。

⑱ 西嶋前掲書、八一—五頁以下参照。

⑲ 布解については、西嶋前掲書、七四三—五頁、八五—六一頁等参照。松江府等にあつては、里甲正役たる里長・甲首の役等（松江府では経催、該年、総甲とよび、また一区の役として総催、塘長があつた）は十年編審里役とよば

明末清初、長江デルタにおける棉作と水利

れ、小役とさえいわれたこともある。これに対し、布解、北運、収兌、収銀等の糧役は、五年編審で大役に属し、最も苦役と称された。

⑲ 西嶋前掲書、八一九頁等参照。

⑳ 白糧を運ぶ役は白糧解戸あるいは単に白糧とか解戸とか呼ばれ、布解と並ぶ大役であった。これらの改革は明末江南で大問題となっていたが、これについては、拙稿「明末、江南五府における均田均役法」『史学雑誌』八五―一六、一九七六年）参照。

㉑ 同様な資料として、万『嘉定県志』^卷七田賦考下漕折始末、「万曆二十一年本県民本」にも、

既不宜於禾稻、姑取辨於木棉。以花織布、以布買銀、以銀糶米、以米兌軍。

とあって、かなり一般的な理解であったことが知られよう。㉒ 木棉栽培は地味を奪うが故に肥料が使用された。肥料には農家が自給しうる糞、灰、生泥、緑肥のほか、商品肥料的な豆餅が使用された。西嶋前掲書八二六頁参照。

㉓ 周知のごとく、十六世紀初めには、それまで「蘇杭熟すれば天下足る」といわれたデルタの穀倉としての地位は、「湖広熟すれば天下足る」といわれるようになり、揚子江中流域が第一の穀倉になったのである。右の転換の時期については、岩見宏「湖広熟天下足」（『東洋史研究』二〇

一四、一九六二年）参照。

㉔ 耿橘の水利工事については、浜島敦俊「明代江南の水利の一考察」（『東洋文化研究所紀要』四七、一九六九年）、拙稿「明末、揚子江デルタ地帯における水利慣行の変質」（『史淵』、一一一、一九七四年）参照。

㉕ 本項二の㉔参照。なお、西嶋前掲書、八八七頁以下。

㉖ 西嶋前掲書、八二七―三〇頁の米価、棉花価格についての変動表、参照。

㉗ 『啓禎記聞録』卷二、崇禎十五年条。本文引用部より前出部分。